

第7次秩父別町総合計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2020年度）



秩父別町



ごあいさつ

秩父別町は、明治 28 年に屯田兵の手によって開拓されて以来、不撓不屈の「開拓精神」のもと、豊かな稲穂が波打つ日本屈指の農業のまちとして発展してまいりました。先人が心血を注いで築き上げたこの尊い大地と、人々の温かい絆を次世代へと引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務です。

現在、私たちは人口減少や少子高齢化、災害の激甚化・頻発化、さらには地球規模の環境問題など、かつてない時代の転換点に立っています。本町ではこれまで、「子ども・子育て応援宣言」に基づく子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりの推進や、防災・減災対策の強化に注力してまいりました。

これからも、こうした厳しい社会情勢に立ち向かい、基幹産業である農業のさらなる振興や福祉の充実等を図り、町民の皆様や本町を訪れる方々など、“誰もが幸せを実感できるまち”を目指し、このたび「第 7 次秩父別町総合計画」を策定いたしました。

本計画は、町民アンケート等を通じて寄せられた皆様の貴重なご意見を基に、策定委員会やプロジェクトチームでの検討を重ねてまいりました。町民憲章の精神を具現化するため、まちづくりの指針となる「基本構想」と、それを実現するための「基本計画」で構成しております。

この計画を単なる指針に留めることなく、皆様の幸せを確かなものとするため、町民の皆様と共に新しい秩父別町を切り拓いていく所存です。

結びに、策定にあたり多大なるご尽力をいただいた皆様に深く感謝申し上げますとともに、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

秩父別町長 澁谷 信人

町章



秩父別町章は、昭和 28 年に設定された紋章の糸を十字に配し、米作地秩父別を表わしていたものを現代的に表現したもので、きびしい風雪に耐えながら千古不斧の大密林を開拓された先人の屯田魂と理想に向って雄々しく伸びる秩父別の未来を表徴したものである。

三角形は秩父別の地形を象どり、町民の安定と飛躍的發展を表わし、糸は屯田魂と郷土愛を

意味し、全体の形を秩父別の「チ」とする。

旗の地色は白とし町民の清純を、青（紺）は、不屈の精神と安定、黄（きだい）は、郷土愛と發展を表徴する。

（昭和 43 年 6 月 1 日秩父別町告示第 8 号「町章制定について」から抜粋）

町名の由来

秩父別の名は、アイヌ語の「チックシベツ」に由来し、「通路のある川」を意味しています。



町の花（バラ）

情熱的で美しく気品に満ち、心にやすらぎを与え、町民の郷土愛と町の飛躍を象徴します。

（平成 16 年 3 月 15 日制定）



町の木（桜）

力強く大地に根を張り、可憐な花は人々の心を和ませ、穏やかで希望に満ちた未来を象徴します。

（平成 16 年 3 月 15 日制定）



町の花木（つつじ）

強健で明るく美しく、広く愛され、本町の逞しく限りない躍進を象徴します。

（昭和 49 年 5 月 18 日制定）

目 次

《基本構想編》

I.	第7次秩父別町総合計画について	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置付け	2
	(3) 計画の構成	2
	(4) 計画期間	2
II.	計画策定の背景	3
	(1) 秩父別町の概況	3
	(2) 人口・世帯の状況	3
	(3) 社会の背景	5
III.	住民ニーズ	8
IV.	基本構想策定の基本的視点	10
	(1) 住民参加による協働のまちづくり	10
	(2) 秩父別町らしさの強調	10
	(3) 持続的な自治体経営	10
	(4) 持続可能な開発目標 SDGs	11
V.	秩父別町の将来像	12
	“誰もが幸せを実感できるまち”	12
VI.	まちづくりの目標（施策の大綱）	13
	1. 活力ある田園のまちづくり	13
	2. 心かよいあう福祉のまちづくり	13
	3. 安全で安心して暮らせるまちづくり	14
	4. 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり	14
	5. 輝く未来へ活力あるまちづくり	15

《基本計画編》

〈施策の体系〉	16
1. 活力ある田園のまちづくり	17
I. 農林業の振興	17
II. 商業の振興	18
III. 工業の振興と地場産業の創造・育成	19
IV. 観光の振興	20
2. 心かよいあう福祉のまちづくり	22
I. 社会福祉の充実	22
II. 保健・医療の充実	25
III. 社会保障の充実（国民健康保険・国民年金）	27
3. 安全で安心して暮らせるまちづくり	28
I. 安全で利便性の高い交通の整備	28
II. 生活環境の整備	30
III. 安全な環境づくり	33
4. 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり	36
I. 生涯学習の推進	36
II. 学校教育の充実	37
III. 社会教育・社会体育の充実	38
IV. 郷土文化の創造と継承	39
5. 輝く未来へ活力あるまちづくり	41
I. 移住・定住の促進	41
II. 地域を支える人材の育成	42
III. 情報化の推進	43
IV. 男女共同参画	44
V. 広域的交流の推進	44
VI. 効果的・効率的な行財政の運営	46

《基本構想編》

I. 第7次秩父別町総合計画について

(1) 計画策定の趣旨

昭和45年に秩父別町のまちづくりの基本精神となる「秩父別町民憲章」が制定され、町民であることに誇りと責任を持ち、お互いのしあわせを願い、よりよい町づくりを進めることとしています。

これまで、第6次にわたる「秩父別町総合計画」を策定して町づくりを進めてきましたが、依然として人口減少や地域経済の低迷など、様々な課題が数多くあります。このような中、町民憲章の具現化を図り、町づくりの基本方向に沿って町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、まちの最高規範である「秩父別町自治基本条例」に基づき「第7次秩父別町総合計画」を策定します。

秩父別町民憲章(昭和45年7月23日議決)

前文

わたくしたちの町は、先人のたくましい開拓精神によって、原始の密林をきりひらき、今日の発展をとげた生産の町です。

わたくしたちは、秩父別の町民であることに誇りと責任をもちます。

お互いのしあわせを願い、よりよい町づくりを進めるため、この町民憲章を定めます。

本文

- 1 希望を胸に、明るく元気に働きます。
- 1 話しあい、励ましあう、楽しい家庭をつくります。
- 1 みんなが生きがいのある、福祉の町をつくります。
- 1 力をあわせ、きまりを守る、住みよい町をつくります。
- 1 文化を高め、豊かな田園の町をつくります。

秩父別町自治基本条例(平成19年6月25日条例第16号)

(前文)

私たちのまち秩父別町は、豊かな自然環境に包まれ、先人が培ってきた文化や伝統を大切にしながら、町を愛する多くの人々に支えられて今日を迎えています。

地方分権の時代を迎え、自治体は今まで以上に「地域のことは地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任に基づいて行動していかなければなりません。今まさに、地域民主主義を発展させ、より一層、町民の意思に基づく自治体運営を実現することが求められています。

ボランティア活動などを行う町民と行政が対等な立場で協力し、町民一人ひとりの幸せの実現を目指して、新しい公共の在り方を模索し実行していくことが大切です。

こうしたことを踏まえ、町民がまちづくりの主体であることを確認し、町民、町議会及び町長は英知を結集し、役割を分担して協力しながら、それぞれの責任を果たしていかなければなりません。

ここに私たちは、秩父別町における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のため自治基本条例を制定します。

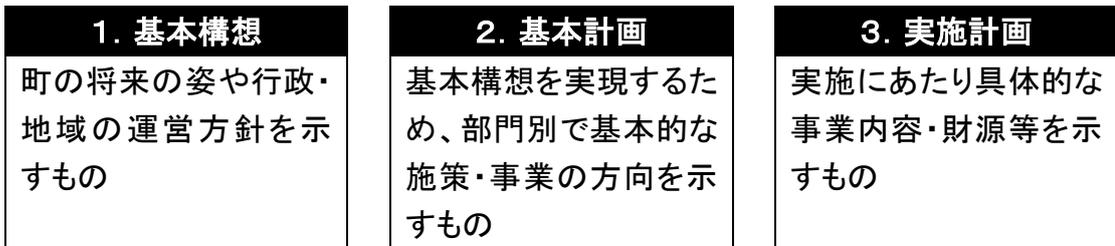
(2) 計画の位置付け

総合計画は、秩父別町の将来を展望し、長期的な視点に立った発展の方向と将来の目標、それを実現していくための町政の指針や取り組む内容などを定めたもので、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置づけられる計画です。このため、分野ごとの個別の計画は、本計画と整合性を持たせることが必要です。

(3) 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本理念や目指すべき将来像、それらを達成するための基本方針を示した「基本構想」、実現に向けて施策を示した「基本計画」、実行するための事務事業などを示した「実施計画」で構成されます。

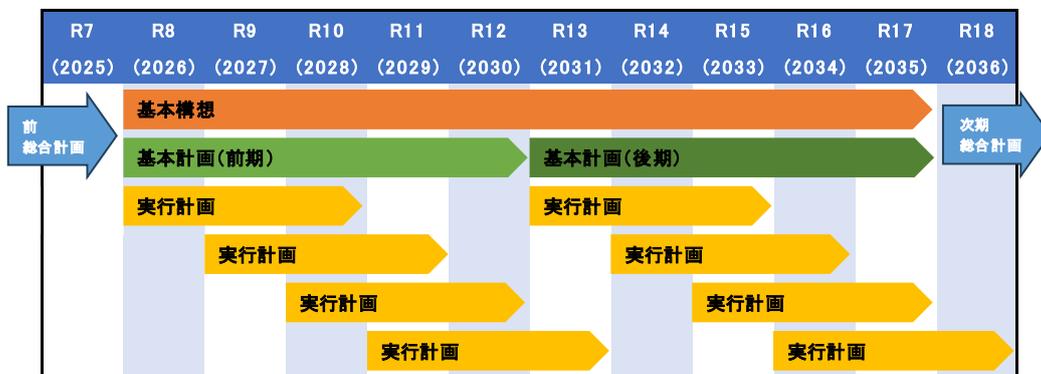
《計画の構成》



(4) 計画期間

秩父別町第7次総合計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10ヵ年とします。「基本計画」については、より実効性のある計画とするため中間年度で見直しを行い、「実施計画」については、ローリング方式により事業の推進を図ります。また、社会経済状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行います。

《計画の周期》



II. 計画策定の背景

(1) 秩父別町の概況

① 沿革

秩父別町は明治 28 年、29 年の両年に屯田兵の入植により拓かれ、明治 34 年に深川村から分村して「秩父別村」となりました。

その後、明治 39 年から 2 級町村制が施行され、昭和 34 年には町制が施行、令和 6 年には開村 130 年を迎えました。

② 位置と地勢

本町は、道央地域空知管内の北部に位置し、東西方向 8.27km、南北 7.1km でほぼ開いた扇型をなし、面積は 47.18 k m²で、深川市ほか 3 町と隣接しています。

本町は概ね平坦で、東部に標高約 120m 程度の丘陵地帯があり、北部から西部は雨竜川に囲まれた純農村地帯であり、町の面積の 70% が農地です。

③ 気候

本町の気候は内陸型で、夏季は高温多湿、冬季は 160 c m 程度の積雪があります。

(2) 人口・世帯の状況

① 人口の動き

本町の人口は、昭和 32 (1957) 年の 7,123 人をピークに減少を続け、平成 7 (1995) 年の国勢調査では 3,546 人とピーク時の約半数となり、令和 2 (2020) 年には 2,329 人となっています。

近年も依然として人口減少が続いておりますが、本町の人口ビジョンでは様々な人口確保対策を実施することで人口減少を抑制させ、令和 32 年(2050 年) で 1,557 人を維持することを目標としています。

② 年齢 3 区分人口の推移

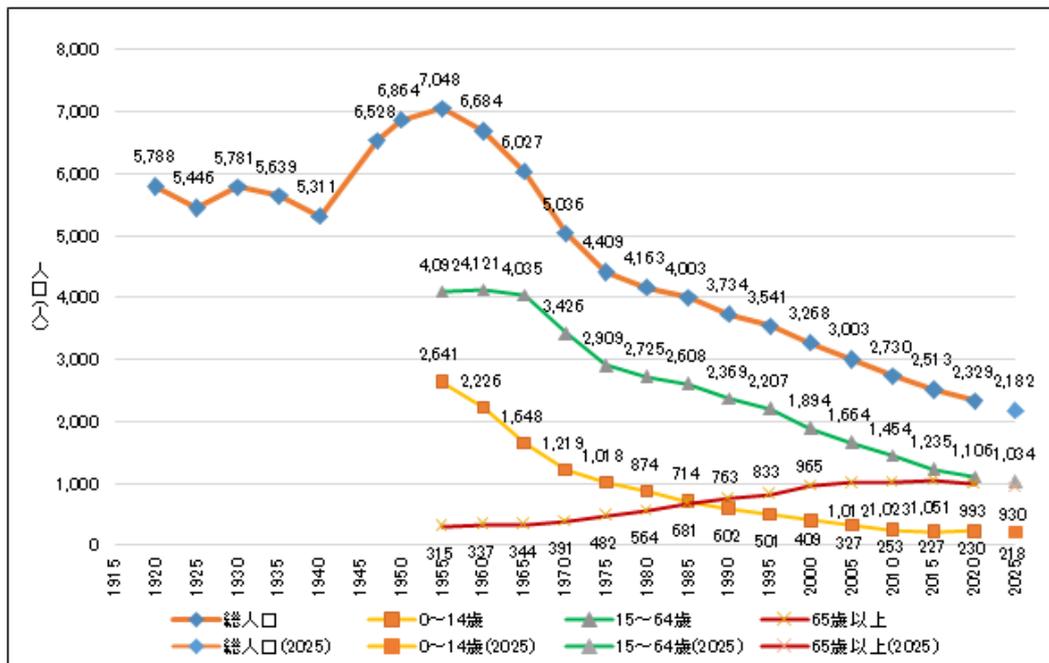
生産年齢人口 (15 歳～64 歳) は、昭和 30 (1955) 年から昭和 40 (1965) 年頃までは 4,000 人を維持していましたが、昭和 40 (1965) 年から昭和 50 (1975) 年の間に大幅に減少し、その後も減少し続け、令和 7 (2025) 年には 1,034 人となりました。

年少人口 (0 歳～14 歳) は、昭和 30 (1955) 年には 2,641 人でしたが、

減少し続け、平成2（1990）年には高齢者人口（65歳以上）を下回り、令和7（2025）年には218人となりました。

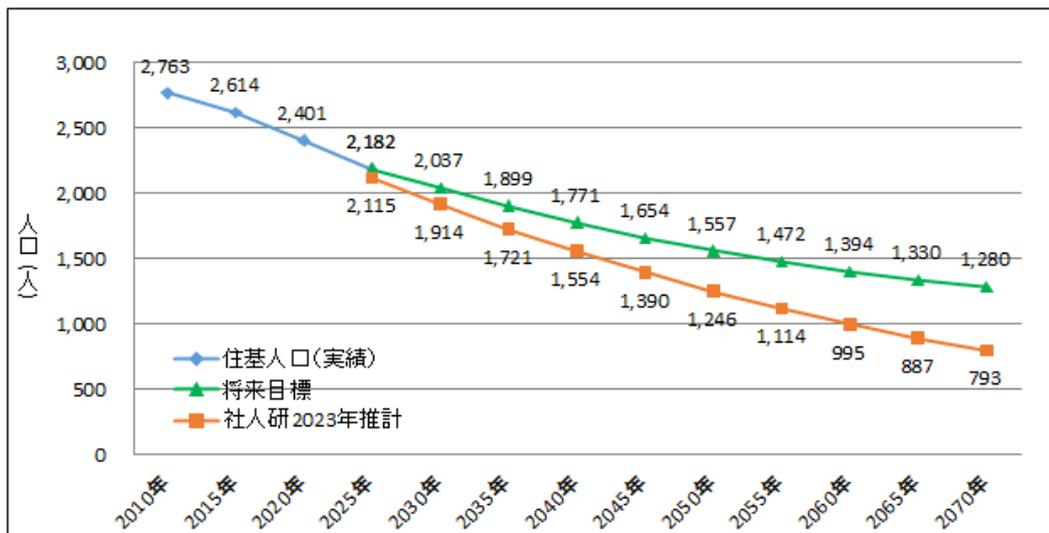
一方、高齢者人口は、生産年齢人口が順次高齢期に入り、また、平均寿命が延びたことから平成28（2016）年まで増加が続いていましたが、以降減少に転じ、令和7（2025）年には930人となりました。

《総人口・年齢3区分別人口の推移》



(1920～2020年：総務省「国勢調査」、2025年：「住民基本台帳情報」1月1日現在人口)

《将来人口推計》



(第3期秩父別町人口ビジョン)

③ 就業構造

国勢調査による就業人口総数は、令和2年に1,171人となり、昭和55年の約半数にまで減少しています。産業別では、昭和55年から令和2年にかけて、第1次産業は1,162人から403人に減っている一方、第3次産業は633人から635人と微増し、その構成比は逆転しています。第2次産業の構成比は、平成12年までは横ばいでしたが、その後減少しています。

《産業別就業人口の推移》

区分	昭和55年		平成2年		平成12年		平成22年		令和2年	
	実数	構成率								
総数	2,249	—	2,075	—	1,776	—	1,292	—	1,171	—
第一次産業	1,162	51.7	954	46.0	669	37.7	488	37.8	403	34.4
第二次産業	454	20.2	411	19.8	366	20.6	159	12.3	133	11.4
第三次産業	633	28.1	710	34.2	741	41.7	645	49.9	635	54.2

(3) 社会の背景

① 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は2020年の1億2,615万人から2070年には8,700万人に減少し、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は2020年の28.6%から2070年には38.7%へと上昇すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）。

本町においても、様々な対策を講じ人口減少を抑制できたとしてもなお、2070年の人口は現在の半数程度の水準まで減少すると推計されています。

これにより、労働力不足による経済規模の縮小、競争力の低下、医療・介護費の増大、現役世代の負担増大など、様々な課題に派生するため、出生率の向上や生産年齢人口の確保等の対策が必要です。

② 生産性低迷と地域経済の停滞

長時間労働の常態化やデジタル化の遅れなどにより労働生産性が低下しているほか、人口減少や少子高齢化により消費も労働力も低下しています。

これにより、賃金の伸び悩み、企業の投資意欲減退、競争力の低下を招き、地域経済が停滞しているため、労働力の確保や生産性の向上に関する取り組みを推進する必要があります。

③ 災害の激甚化・頻発化

近年、気候変動の影響により、台風や豪雨などの自然災害は「激甚化」及

び「頻発化」の傾向が顕著になっています。平成 23 年 3 月の東日本大震災では東日本沿岸を中心に甚大な被害が発生し、さらに、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震では道内全域で大規模停電となり、本町においても約 22 時間の停電が発生しています。

このため、避難所となる施設や設備の維持確保や各種災害から身を守るための意識づくり、地域での助け合い等の対策を促していくことが求められています。

④ 環境・エネルギー問題

地球温暖化の影響により、気温上昇、異常気象の増加、生態系の変化、食料・水資源の不足などを引き起こし、地球規模で深刻な問題となっていることから、国や道と足並みを揃え、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みが求められています。

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量の削減のため、環境に配慮した新エネルギーの導入や省エネ等を推進する必要があります。

また、循環型社会の構築を目指して、ごみの発生・排出の抑制やリサイクルの推進など、町民・事業者・町の全ての主体が危機意識を持ち、各主体の役割に応じて対策に取り組むことが重要です。

⑤ AI・デジタル化の進展

AI（人工知能）とデジタル化は急速に進展しており、特に生成 AI の登場により技術革新が飛躍的に加速しています。AI のビジネス活用は拡大を続けており、業務効率の向上、コスト削減、データに基づいた意思決定の強化などに貢献するといわれています。

一方で、正確性・透明性・説明責任の確保、専門知識・リテラシーを持った人材の育成、デジタルデバイド（情報格差）の拡大などの課題もあります。

このような状況を踏まえ、町の産業や行政など、多分野への利活用を推進しつつ、様々な課題に対する対応を検討しなければなりません。

⑥ 公共施設やインフラの老朽化

公共施設やインフラは、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。

今後、公共施設やインフラを良好な状態で使用していくためには、適切な維持修繕に加え、バリアフリーへの対応や耐震化、省エネルギー性能の向上対策など、時代の変化に応じた対応を図るための改修工事や計画的な更新が必要になります。

⑦ 多様化の進展と住民参加・協働のまちづくり

グローバル化、インターネット普及、少子高齢化を背景に社会・生活・働き方など様々な分野で、性別、年齢、国籍、価値観、ライフスタイルなどが多様な種類に分かれ、変化しています。それに伴い、住民ニーズも多様化しており、それに対応し、効率的な行政を遂行していくためには、住民や行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら、協働でのまちづくりが求められています。

今後のまちづくりは、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が主体的に物事を決めていき、地域の特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めることが重要です。



III. 住民ニーズ

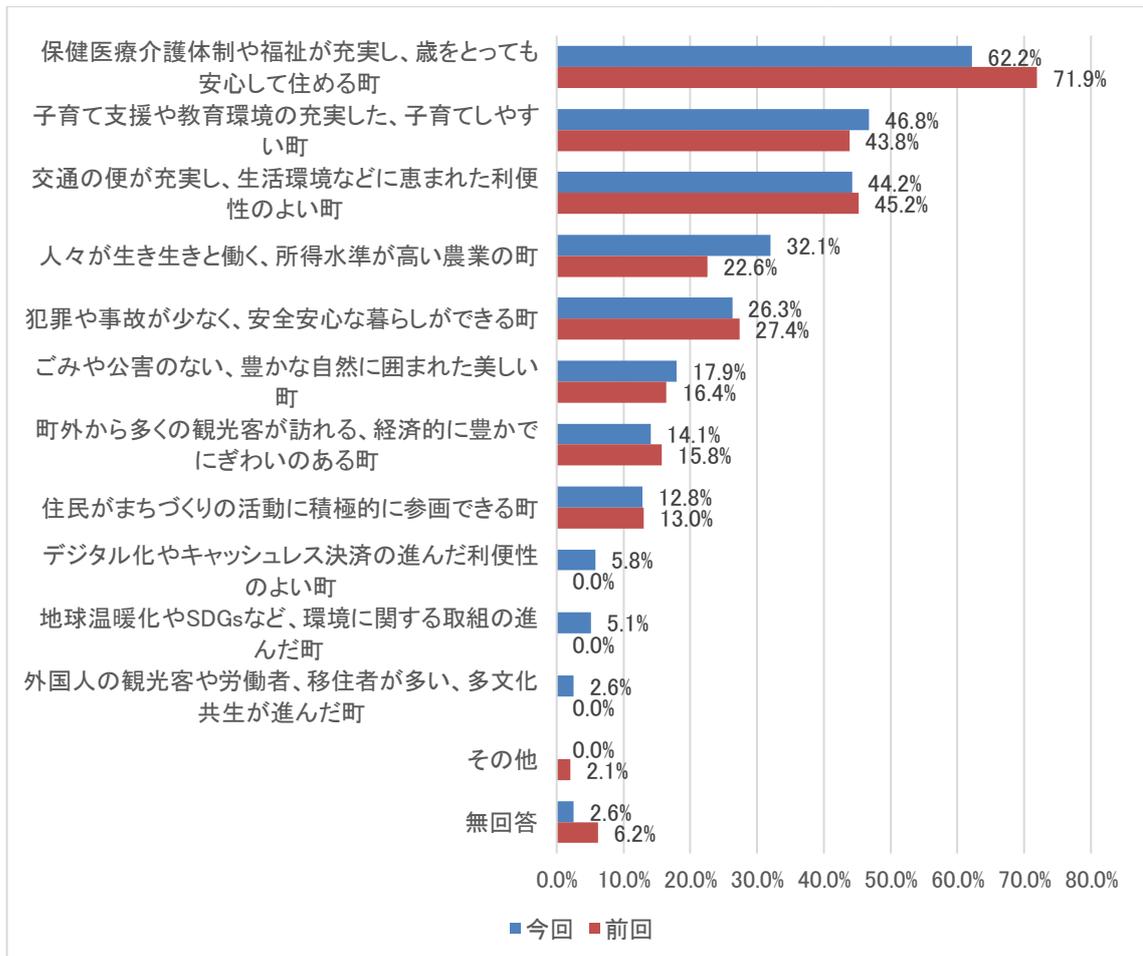
令和6年10月に実施した「秩父別町のまちづくりに関するアンケート調査」の結果、「秩父別町を住みよい町だと思いますか」の問いには、「とても住みよい」「住みよい」の回答が54.5%でした。

「これからも現在のお住まいに住み続けたいと思いますか」の問いには、74.4%の人が「今の場所に住み続けたい」と回答していました。

一方で、21.1%の人が「道内のどこかへ移りたい」「道外へ移りたい」と回答しており、理由は「冬の生活が大変だから」「買い物や生活が不便だから」「医療・福祉面が不安だから」「交通が不便だから」の回答が多くありました。

将来の秩父別町については、次のとおり「保健医療介護体制や福祉が充実し、歳をとっても安心して住める町」「子育て支援や教育環境の充実した、子育てしやすい町」「交通の便が充実し、生活環境などに恵まれた利便性のよい町」となることを望む声が多くありました。なお、図中の「前回」は、令和元年7月に行った同調査の結果を指します。

《「将来の秩父別町がどのような町になることを望むか」に対する回答》

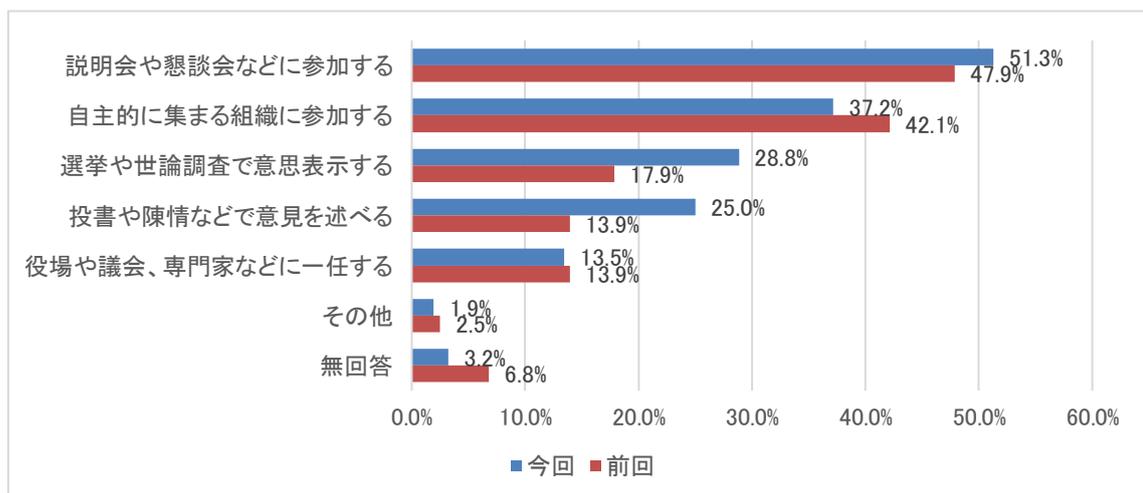


人口減少問題対策として、今後どのような取り組みが必要かの問いに対しては、「若者が結婚し、安心して子どもを産み育てられる対策の充実」「住みたい・住み続けたいと思える移住定住対策の充実」「企業誘致等による雇用の創出」の回答が多くありました。

生活環境に関しては、商業施設の充実、除排雪体制の充実、交通利便性の充実を求める回答が多く、農業や商工業の振興に関しては、後継者の育成や新規就業者の確保を求める回答が多くありました。

住民がまちづくりに参加する機会については、「現状のままで良い」が55.8%、「これまで以上にまちづくりの活動に参加する機会を増やしてほしい」が30.1%となっています。住民がまちづくりに参加する方法については、次のとおり「説明会や懇談会などに参加する」が51.3%、「自主的に集まる組織に参加する」が37.2%でした。なお、図中の「前回」は、平成27年3月に行った同調査の結果を指します。

《「住民がまちづくりに参加する方法」に対する回答》



今日、個性と独自性を発揮し、住民の創意に満ちた地域づくりが求められており、多くの住民がまちづくりに対しての参画意識を持っていることから、今後は住民参加を更に促す条件整備に努めながら、住民自ら考え自ら行動するまちづくりを進めることが必要です。

IV. 基本構想策定の基本的視点

(1) 住民参加による協働のまちづくり

多様化する住民ニーズに対応し、これからのまちづくりを進めていくには、住民や行政がそれぞれの立場で役割を果たしながら、共通の課題や目標に向かって、一体となって行動していくことが必要です。

一人一人が町民であることに誇りと責任を持ち、様々な手法で、主体的・積極的にまちづくりに参画できる機会の拡大を図っていくとともに、町民、町議会、町が英知を結集し、連携・協力しながら、協働のまちづくりを進めていきます。

また、町内会やボランティア団体など、地域活動を担う多様な団体が、まちづくりに欠かせない存在として継続的に活動できるようサポートします。

(2) 秩父別町らしさの強調

現在、人口減少・少子高齢化、AI・デジタル化、多様化の進展など社会情勢がめまぐるしく変化しています。

また、国では地方分権や地方創生により、地方への権限や財源の移譲や東京一極集中の是正に向けた取組などが推進されており、今後、更に地域の独自性や個性が重視されることが想定されます。

本町においても、地域の特性を活かした様々な取り組みを行い、秩父別町らしさや個性の強調を図ってきましたが、今後も先人により培われてきた文化や伝統を大切にしながら、新しい社会に対応した「らしさ」を発掘・発展させていきます。

(3) 持続的な自治体経営

今後も人口減少が続くことが予想される中、このまちに町民が安心して住み続け、次の世代に継承していくためには、健全で持続可能な自治体経営を進めることが必要です。

このため、国や道の方針と整合を取りつつ財源を確保するなど、健全な財政運営を進めるとともに、多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、まちづくり人材や町職員の育成に努めます。

また、より効率的な行政運営に資するため、周辺自治体と連携しながら、広域的な課題や共通の課題の解決に向けた取組を進めます。

(4) 持続可能な開発目標 SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画では、各施策についてSDGsを意識して取り組んでいくこととし、そのつながりをわかりやすくするために、各施策のページに関連するアイコンを掲載します。



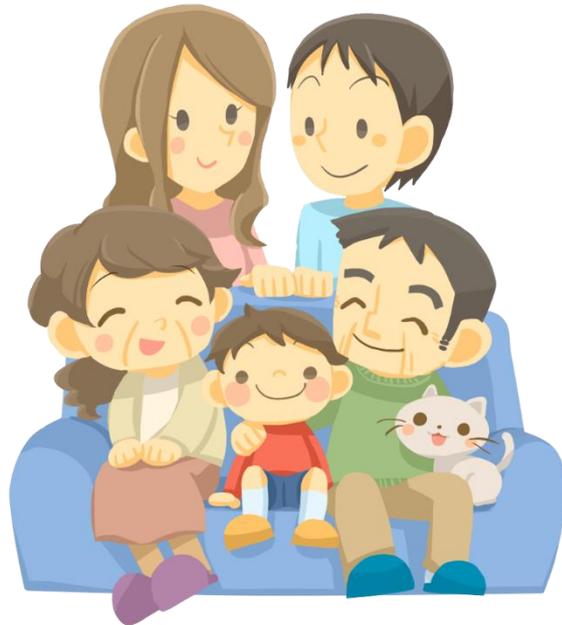
V. 秩父別町の将来像

“誰もが幸せを実感できるまち”

本町は、屯田兵の開拓により拓かれた町であり、たゆまぬ努力や不屈の精神といった開拓精神は今もなお脈々と私たちの中に受け継がれています。

私たちは、その精神を胸に、町民であることに誇りと責任を持ち、お互いのしあわせを願い、よりよい町づくりを進めていかななくてはなりません。

本町は、「誰もが幸せを実感できるまち」をテーマに、喜びを持って安心安全に生活することのできる豊かな農村社会を築き、持続性のある産業と心ふれあう福祉社会の創造を目指した、快適な地域社会の実現を図ります。



VI. まちづくりの目標(施策の大綱)

1. 活力ある田園のまちづくり

本町は、開拓以来、肥沃な土壌と水に恵まれた自然環境を背景に、道内でも屈指の良質米の産地として発展してきた町です。現在、農業の担い手の高齢化後継者不足、国内消費の減退に加え、地球温暖化に伴う気候変動や、世界情勢の不安定化による資材価格の高騰、食料安全保障への懸念など、多くの課題を抱えており、将来に向けて決して楽観できる状況とはいえません。

このような状況の中、担い手の育成・確保、省力化・効率化、生産性・収益性の高い農業経営の確立や消費者が求める安全性・健康志向など多様なニーズに応えるほか、安全で良質な農産物の生産と販路の確保、複合経営等により農業経営の基盤強化を図ることで、農業を真に魅力あるものとし、秩父別農業の発展を目指します。

商業の振興では、消費者ニーズに対応した商品情報の把握、経営力の向上及び後継者の育成が重要な要素です。商店の個性化や景観の整備など特色ある商店街づくりの支援を積極的に行います。

雇用の場の確保を図るため、地元中小企業の経営安定化及び地域特性を活かした地場産業の育成と新たな起業の支援を推進するとともに、コロナ禍で普及が進んだテレワークの進展や企業の地方への拠点分散の動きを捉え、サテライトオフィス等を含めた企業誘致の推進について検討を進めます。

温泉やローズガーデン等の施設の一層の有効活用を図り、地域の特性を活かしたふれあい体験など特色ある魅力的なソフト事業を展開し、保養と体験、ふれあい観光地づくりを目指します。

2. 心かよいあう福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、健康かつ自分らしく、心ふれあう豊かな生活を送ることができるよう、住民がお互いにいつくしみ、認め合いの心を持つなど相互に支え合う、心のかよいあう福祉のまちづくりを進めます。

そのために、福祉のまちづくりを支える人材の確保・育成と推進体制の充実に努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した、人にやさしい地域環境づくりを進めます。更に高齢者・障がい者、ひとり親家庭への効果的な福祉サービスの提供と自立支援や社会参加の促進に努めます。

「子ども子育て応援宣言」の町として、子どもを安心して産み育てることのできる環境、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる環境、子どもたちが元気いっぱい遊ぶことのできる環境を構築します。

住民の健康を維持するため、保健管理体制の充実と積極的な健康づくり活動を展開するとともに、医療体制及び施設・設備の充実を図ります。

また、医療費の適正化などによる国民健康保険財政の健全化と国民年金の適正加入を推進します。

3. 安全で安心して暮らせるまちづくり

住民生活の基礎となる道路整備については、住民のニーズを充分把握した中で、安全で利便性の高い道路ネットワークの構築に努めます。国道・道道については、安全性の確保、冬期間の雪対策の強化及び歩道の整備など国及び道へ要請を継続していきます。町道については、身近な生活道路としての役割が果たせるように舗装・改良等の整備を進めます。

公共交通機関については、令和8年3月末のJR留萌本線廃止に伴い、その役割がさらに重要となる代替バス路線の安定的な運行を確保する必要があります。バス事業者に対し運行欠損額の補てんや車両購入費助成等、関係機関と連携して支援を行い、住民の移動手段を維持・確保します。

快適な生活環境の整備では、住宅について需要に応じた町営住宅等の建替えや改修、民間の活力を生かした住宅建設等も促進し、快適で住み良い環境を提供します。上下水道については、給水需要に応じて良質で豊富な水資源を確保します。また、生活排水処理、ごみの減量化及び分別収集化・リサイクル化を推進し、広域行政の中で施設の整備と計画収集を進め、環境に配慮した衛生的な処理に努めます。

緑地・公園については、良好な景観形成と憩いの場を創出するため、既存の緑地等の保全に努め、多角的な利活用を推進します。

安全な環境づくりのため、住民の防災・防火意識を高め、住民を災害等から守る危機管理体制の充実を図ります。また、救急体制を充実させるため、関係機関との連携を図っていきます。近年の多様化する犯罪を未然に防ぎ、安全で安心な生活を確保するため、関係機関・団体と連携し、防犯活動の充実を図ります。

4. 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり

生涯学習のまちづくりでは、住民が自己を高め、生きがいをもって充実した生活を送れるよう、生涯にわたりいつでも、自由に学習できる環境を整備するとともに、学習の成果が適切に評価され、地域に還元できる環境づくりを進め生涯学習社会の充実に努めます。

学校教育では、学校施設・設備の充実に努め、児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備に努めるとともに、特色ある教育を展開し、子どもの「生きる力」

を育む学校教育の充実に努めます。

社会教育では、多様化する学習ニーズを的確に把握し、各年代に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活かした社会教育活動の充実に努めます。

社会体育では、住民の健康保持増進のためスポーツの生活化を図り、「町民皆スポーツ」を目指し、参加機会の充実や指導者の育成確保、団体の育成強化を図るとともに、施設・設備の充実に努めます。

文化・芸術等では、人々に豊かな心を育み、人間形成に大きな役割を果たす、文化活動の支援や施設環境の整備に努めます。また、郷土の歴史や文化を継承するため、郷土学習活動への積極的な活用を図ります。

5. 輝く未来へ活力あるまちづくり

人口減少を緩和するため、これまで行ってきた移住・定住の促進に関する施策を継続・発展させます。

「まちづくりはひとづくり」といわれるように、人材育成はまちづくりの要であることから、まちづくりを進める人材育成を積極的に進めて、中核となる人材を育てるとともに、未来の秩父別町を担う子どもたちへの支援を進めます。

AI・デジタルの活用で、住民の利便性や業務効率の向上を図るとともに、人材の育成やデジタルデバインド（情報格差）の解消に努めます。

広域的交流では、本町の基幹産業である農業の魅力を活かして都市交流型農村を構築し、滞在型交流を推進します。また、個性豊かで活力ある地域づくりを進めるためには、他地域との交流・連携が欠かせないことから、活発な交流等を促進し、まちづくりの原動力となるよう広域的交流を推進します。

行財政の運営については、行財政改革を一層推進することで持続可能な財政基盤を確立し、効率的な運営に努めます。

《基本計画編》

〈施策の体系〉

秩父別町の将来像

誰もが幸せを実感できるまち

まちづくりの目標

基本施策

1. 活力ある田園のまちづくり

- I. 農林業の振興
- II. 商業の振興
- III. 工業の振興と地場産業の創造・育成
- IV. 観光の振興

2. 心かよいあう福祉のまちづくり

- I. 社会福祉の充実
 - (1) 高齢者福祉
 - (2) 児童福祉
 - (3) 障がい者福祉
 - (4) 地域福祉
- II. 保健・医療の充実
- III. 社会保障の充実（国民健康保険・国民年金）

3. 安全で安心して暮らせるまちづくり

- I. 安全で利便性の高い交通の整備
 - (1) 道路網の整備
 - (2) 運輸・交通の確保
 - (3) 除・排雪（雪対策）
- II. 生活環境の整備
 - (1) 住宅
 - (2) 上下水道
 - (3) 衛生・環境
 - (4) 公園・緑地・緑化
- III. 安全な環境づくり
 - (1) 防災・防犯
 - (2) 消防
 - (3) 交通安全

4. 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり

- I. 生涯学習の推進
- II. 学校教育の充実
- III. 社会教育・社会体育の充実
- IV. 郷土文化の創造と継承

5. 輝く未来へ活力あるまちづくり

- I. 移住・定住の促進
- II. 地域を支える人材の育成
- III. 情報化の推進
- IV. 男女共同参画
- V. 広域的交流の推進
 - (1) 都市交流型農村の構築
 - (2) 地域間交流・国際交流
 - (3) コミュニティ活動の推進
- VI. 効果的・効率的な行財政の運営
 - (1) 行政
 - (2) 財政・行財政改革
 - (3) 広域行政

1. 活力ある田園のまちづくり

I. 農林業の振興



現状と課題

本町は、石狩平野の肥沃な大地と恵まれた気象条件を活かした広大な水田地帯で道内屈指の優良米生産地であり、稲作を中心とした小麦・豆类・そばを作付けする土地利用型農業を基本とし、ブロッコリー等の野菜、花卉を取り入れた複合経営を推進し、担い手への農地集積により経営規模の拡大を図ってきました。

特に近年は農業生産活動の省力化や効率化を可能にするスマート農業をはじめ、日進月歩の新技术導入に向け努めてきました。

一方、農業を取り巻く状況は農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家戸数・農業従事者は減少を続ける中、国内消費の減退や地球温暖化に伴う気候変動、世界情勢の不安定化による資材価格の高騰、食料安全保障リスクが高まっているなど多くの懸念を抱えており、今後も農業情勢を注視する必要があります。

このような状況の中、持続可能な秩父別農業の振興・発展と担い手の育成を図るため、農地の集積や高収益作物を取り入れた複合経営体の育成・奨励を進めることが必要です。また、認定農業者や農地所有適格法人等の育成を図り、農業を魅力ある職業として選択しうるやり甲斐のあるものとなるよう、農業経営の発展を目指し、農業者所得の向上と農村のにぎわいの創出を確立しなければなりません。

将来の本町の農業を担う若年農業経営者・後継者、地域の担い手の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者や関係団体が行う地域の農業振興を図るための自助努力を助長し、意欲のある者が目指す農業を支援するための施策を総合的に実施することが必要です。

林業については、本町の林野面積は町面積の6.9%を占めているに過ぎず、素材生産などはほとんど行われていません。しかし、林野は自然及び生活環境保護の観点からも非常に重要なことから、今後も林野の適正な保全に努めなければなりません。

基本目標

- ◇安定した農業経営の確立を図ります。
- ◇農業後継者・担い手の育成を図ります。
- ◇農地を集約し、生産性の向上を目指します。
- ◇都市との交流型農村を目指します。

主要な施策

- ◇複数の農家で構成する農地所有適格法人の育成・創出を図ります。
- ◇多様な農業経営について支援の方策を検討します。
- ◇農業経営に資するスマート農業の導入を進めます。
- ◇関係機関と連携し品質の均一性と安定供給による売れる米づくりを進めます。
- ◇農用地利用集積及び耕作放棄地の発生防止に努めます。
- ◇農業後継者の育成・確保に努めます。
- ◇6次産業化を図る事業者の支援策の充実に努めます。
- ◇新規就農者への支援策の推進を図ります。

II. 商業の振興



現状と課題

少子高齢化による地域経済の弱体化は、中長期的に地域の商工業の衰退となって現れます。同時に近隣都市に大型小売店舗が進出する等、地域の購買力は町外へ流出している現状です。

本町の商業も個人経営の店舗は減少傾向にあります。それに代わって、コンビニエンスストアやホームセンターの開店がみられ、一方では地元住民はもとより観光客を見込んだ一部の飲食業が活性化するなどの動きもあったところです。

しかしながら、進展する人口減少と少子高齢化により購買機会が減少する一方で、高齢者においては食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれる買い物弱者が増加しており、今後は高齢者福祉の観点からもこれらの対応が求められます。

将来的にも町内で生鮮食料品の販売が維持できるよう、限られた人的資源を有効に活用するなど関係機関と連携を図りながら、消費者ニーズを汲み取った対策を講じることが必要です。

基本目標

- ◇商店個々の経営改善や経営体質強化を図ります。
- ◇商店街活動の促進と後継者の確保・育成を図ります。
- ◇地域商業の核となる小売店を確保します。

主要な施策

- ◇イベント等の充実で集客力を高めるソフト事業を推進します。
- ◇経営の近代化を図るため、経営指導の強化、融資制度の活用を図ります。
- ◇後継者の確保・育成を図るため、各種支援を行います。

- ◇新規就業支援の充実を図ります。
- ◇買い物弱者に対する支援の充実を図ります。

Ⅲ. 工業の振興と地場産業の創造・育成



現状と課題

本町における工業は、昭和から平成にかけては企業誘致により町内に数社が操業していましたが、バブル経済崩壊後の景気の低迷など社会経済情勢の急激な変化により、現在は小規模な企業数社が操業している状況です。

新たな企業誘致は、本町に限らず全国的に難しいものがありますが、コロナ禍で普及が進んだテレワークの進展や企業の地方への拠点分散の動きを捉え、サテライトオフィス等を含めた雇用の場の確保に努める必要があります。

また、今日の農業情勢から、地場産業の創出を本町の総合的発展の面からも重要な施策として、本町の特色を活かし、農産物を原材料とした商品の製造販売など、農業と商工業・観光とが連携した地場産業の創造・育成を図っていくことが必要です。

地場産業としては、(株)秩父別振興公社でトマトジュース「あかずきんちゃん」の製造販売を行っており、町内外の消費者から高い評価を受けています。従来の有塩タイプに加え、令和2年度に無塩タイプとミニトマトをブレンドした「The PREMIUM Akazukin chan」の2品を追加しましたが、昨今の健康志向の高まりと原料不足により、有塩タイプの生産を終了しています。現在、生産者の高齢化と農家戸数の減少による経営規模の拡大でトマトの作付面積が減少し大きな課題となっており、令和7年度には(株)秩父別振興公社が陸上競技場跡地にハウスを整備して原料の生産を始めています。今後も各種施策により原料のトマトの収量確保と安定供給を図る必要があります。

基本目標

- ◇既存企業の育成、体質強化を図ります。
- ◇雇用の場の確保のため、企業誘致に努めます。
- ◇地域資源を活用した特色ある産業の育成に努めます。
- ◇地域イメージと連携させた中で、地場製品の開発・販売やPRを進め、知名度の向上とイメージアップを図ります。

主要な施策

- ◇融資制度の活用促進などによる中小企業の負担軽減、経営の安定に努めます。
- ◇企業誘致のための情報収集活動や関連団体との連携協力を推進します。

- ◇他自治体に遜色ない優遇制度と進出企業に対する協力体制の整備を行います。
- ◇地域の特性を活かした新たな起業を支援します。
- ◇各種イベントへの出店等により地場製品の販売やPRを行います。

IV. 観光の振興



現状と課題

本町では秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」を核として、周辺に道の駅「鐘のなるまち・ちっぷべつ」、インドアグラウンドのふれあいプラザ、B&G 海洋センター等の施設を整備してきました。さらに、平成 29 年には「こども屋内遊戯場キッズスクエアちっくる」を、平成 30 年には「屋外遊戯場キュービックコネクション」を整備し、既存のファミリースポーツセンターやキャンプ場、パークゴルフ場を併せて「ベルパークちっぷべつ」と名付け、交流人口の拡大を図ってきたところです。その結果、近年、子育て世代を中心とした観光客の増加が見られ、町内の飲食店等にも賑わいが創出されています。一方で、観光客増加による駐車場不足や町内で飲食を提供する店が少ないなど、需要に供給が追い付かない状況も見受けられ、新たな課題として認識をしたところです。

平成 11 年にオープンした「ローズガーデンちっぷべつ」においては、高規格幹線道路パーキングエリアと直結する施設として多くの観光客が訪れ、令和 3 年にはドッグランを整備し、さらなる賑わいが期待されています。

滞在型の交流施設として、簡易宿泊施設を備えた交流体験農園「なつみの里」には毎年道内外からの利用があり、地域住民と都市住民との交流事業が行われています。

ソフト面では、ブロッコリーと米粉のパスタやブロッコリーラーメン、ご当地グルメ緑のナポリタン、緑のラングドシャ、緑のソースなど、町の特産品のブロッコリーを活用した商品を開発し販売しています。

交流滞在型観光を推進するため、滞在型公共施設には幅広い利用者のニーズに応えるためにハード・ソフトが一体となった体制を整え、町外からの観光客が「住んでみたい」「また来たい」と思えるよう努めます。

令和 2 年に深川・留萌自動車道が全面開通したことにより、観光客の増加も見込まれる一方で、交通アクセスの向上による通過型観光が顕著になることが考えられるため、観光メニューの開発や外国人観光客の受入体制の整備が必要です。

外国人観光客等の誘致を図るため、平成 30 年度からインバウンド事業職員としてタイ人女性を採用し、SNS を活用した情報発信や、タイ人を対象とした滞在型モデルツアー等を実施してきました。今後も継続して事業を行い、インバウンド観光の推進と関係人口の創出を図り、まちに賑わいをもたらす必要があります。

本町には、有名観光地のような強力な観光資源がありませんので、工夫を重ねて観光が本町における産業として定着するような基礎づくりが必要です。

更には、北空知圏振興協議会が取り組んでいる事業とのタイアップなど圏域全体の特色を活用し、それぞれの市町がお互いに不足している観光資源を補いながら魅力アップを図る取り組みを進める必要があります。

基本目標

- ◇多くの人々がまた訪れたい魅力ある観光地づくりを進めます。
- ◇外国人観光客の増加や関係人口の創出に向けた取り組みを推進します。
- ◇観光施設を有機的に結合させ、文化と施設が一体となったソフト事業を推進します。
- ◇各種施設の有効利用を図り、観光事業の付加価値を高めます。

主要な施策

- ◇観光資源を活かしたメニューの開発とグリーン・ツーリズムを推進します。
- ◇町ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。
- ◇体験メニューや特色ある食事、土産品の開発に努めます。
- ◇近隣市町との連携した広域観光事業の推進を図ります。

2. 心かよいあう福祉のまちづくり

I. 社会福祉の充実



(1) 高齢者福祉

現状と課題

少子高齢化が進む中、本町の高齢者（65歳以上）人口は、令和8年1月1日現在930人で、高齢化率は42.6%となっています。

単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、認知症高齢者も年々増加傾向にあるため、年齢に関わらず子どもから高齢者までそれぞれが可能な協力を行い、高齢者対策へ参画し、地域ぐるみで相互に助け合う地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでいかなければなりません。そのため、高齢者支援の中核機関となる地域包括支援センターを中心に、医療・介護・地域・家族等が連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

また、高齢者単身世帯等の増加に伴い、社会参加を促すための機会の創出や移動手段の確保や支援も求められています。

さらに、在宅介護においても、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減のため、介護保険事業の充実と、広域的協力を含めた地域支援事業の充実・多様化を進めていかななくてはなりません。

基本目標

- ◇自身の健康を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会参加を促します。
- ◇地域で自助、互助、共助、公助の調和を図りながら、助け合い、支え合いの体制づくりを推進します。
- ◇健康寿命の延伸を図り、知識や経験を生かした生きがいづくりの支援に努めます。
- ◇介護保険在宅サービスの充実を図ります。

主要な施策

- ◇心身の健康の保持増進と認知症の予防・早期治療のための事業を推進します。
- ◇町内会等地域の住民で見守り助け合う体制を構築します。
- ◇高齢者がこれまで培ってきた知識・経験を生かした生きがいづくりを推進します。
- ◇閉じこもり予防のための集まる機会の創出や外出時の移動手段の確保、利用にあたっての支援を推進します。

◇介護の相談支援と介護サービスの充実、介護保険制度の円滑な運営を図ります。

(2) 児童福祉

現状と課題

過疎化と出生数の低下により児童数が減少している中で、女性の社会進出と就労機会の増加など子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。未来を担う子どもたちが心豊かで健やかに成長できる環境づくりを進め、子どもを育てやすいまちづくりを推進することは重要な課題です。これらの課題に対応するため、子育て支援施策や、乳幼児医療費の助成、各種手当の支給などの事業を通じ児童福祉を推進しています。

さらに、共稼ぎ等の主婦労働者の増加と、幼児教育の必要性から、平成24年4月に長時間保育、短時間保育、子育て支援を兼ねた認定こども園を整備しました。

令和7年度には子ども子育て支援法及び秩父別町子ども子育て応援宣言の理念を踏まえた、「秩父別町子ども・子育て支援事業計画」(第3期)がスタートし、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、通常保育や、預かり保育、延長保育、一時保育、発達発育促進保育、乳幼児等通園支援事業などの特別保育事業のほか、保育が必要な子ども以外でも利用できる教育標準時間などのサービスを行っています。

また、地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭への交流の場の提供や子育てサロンなどを実施し、子育ての相談と支援を行っています。

今後も地域の実情・家庭状況や保護者のニーズに対応し、子育て支援と児童の健全育成のため、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、子どもを地域の宝として健やかに成長するよう、児童福祉施策の一層の充実が必要です。

基本目標

- ◇子どもに優しく、子育て子育てを支える環境をつくります。
- ◇子どもの健康を守り、安全で安心な環境をつくります。
- ◇子どもたちの可能性を伸ばし、生き抜く力を育むことのできる環境をつくります。

主要な施策

- ◇子育て家庭の育児不安に対する相談指導や地域の保育ニーズに対応して関係団体との連携を図ります。
- ◇地域全体で子育てを応援するため、地域子育て支援センターなどの支援体制を推進します。
- ◇子育ての経済的負担となる保育料や医療費の無償化や、各種祝金・助成事業を推進します。
- ◇ICTを活用した、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援情報の発信、子どもの健康保持を図るためオンラインでの医療相談、認定こども園の登降園管理や各種連絡

など、子育て環境のDX化の推進に努めます。

◇各種研修の受講による保育士の資質向上や縦割り保育による異年齢児との交流、多世代との交流など、様々な体験の機会を持つことにより保育内容の充実に努めます。

(3)障がい者福祉

現状と課題

障がい者を取り巻く環境は、家族形態の変化や高齢化等により大きく変化しています。

本町においては、近隣市町や関係機関と連携しながら、各種相談、経済的支援や、障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた障がい福祉サービスの充実など、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指しています。

また、乳幼児期からの各種健診や発達相談を通じて、発達障がいなどの早期支援のため、保健師、保育士や療育関係機関が連携を図り、療育支援の充実に努めています。更には深川市療育センター、放課後等デイサービスなどを活用した障がい児通所支援事業も行っています。

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいを持つ人たちと一緒に問題に取り組める体制の確立に努める必要があります。

基本目標

◇障がいの種類や程度に応じた支援の充実に努めます。

◇障がい者とその家族の支援に努めます。

◇その人らしい自立を促せるよう障がい児等の早期支援に努めます。

主要な施策

◇障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、必要とする障害福祉サービスその他支援が受けられるよう近隣市町と連携し、障がい者の自立支援を図ります。

◇子育て世帯へ保健師が訪問し、健やかな子どもの成長発達の支援と障がいの早期発見に努め、早期治療・早期療養を促します。

◇障がい児等の早期療育を図るため、こども療育センターや放課後等デイサービス等の機能を活用します。

(4)地域福祉

現状と課題

地域福祉は、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者に捉われることな

く、地域社会を基盤に、制度によるサービスを利用しながら、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けあう関係や仕組みづくりが必要です。

こうした取り組みを進めるために、本町では社会福祉協議会が中核的な役割を担い、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら、住民相談等によりニーズを把握し、老人クラブ連合会、身障福祉協会などの福祉団体活動の支援を行っています。

また、近年、少子・高齢化、過疎化、核家族化が進み、ひきこもりの状態や生活困窮に陥っている方、虐待の被害などの個人や家族のみでは解決できない様々な課題が社会問題化しています。

本町においても地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化されることが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。

基本目標

- ◇地域における困りごとを解消するため相互の助け合いを進めます。
- ◇複雑・多様化する福祉ニーズに対応するための関係機関の連携を進めます。

主要な施策

- ◇各種ボランティアの取組支援を行い、ボランティアの育成を進めます。
- ◇複合的な福祉問題に対して、社会福祉協議会、地域包括支援センター及びこども家庭センターとの更なる連携と、組織横断的な情報共有、支援方針の検討、役割分担を図ります。
- ◇権利擁護支援のための成年後見制度等の認知度向上に努めます。

Ⅱ. 保健・医療の充実



現状と課題

昨今の医療技術の進歩や豊かな食生活は平均寿命の伸長を促し、高齢社会をもたらしました。一方で、生活環境や食生活の変化は、生活習慣病の若年化・多様化・重症化など疾病構造を大きく変化させています。

本町では健康寿命の延伸、医療費の適正化、健康格差の縮小を進め活力あるまちを目指し、保健師や管理栄養士による保健指導や住民の健康管理事業を通じて疾病の早期発見・重症化予防に努めています。今後においても健康や医療の情報(データ)を活用し、本町の健康課題を明確にし、効果的効率的な保健事業を推進し、「自らの健康は自ら守る」を基本として町民一人ひとりがライフステージやその方にあった主体的な健康づくりに取り組むことができるよう健康相談や健康教育を充実させていくことが

必要です。

母子保健においては核家族化や社会背景が大きく変化し、子育て世代の育児不安等の課題が多様化・複雑化しています。本町においては妊娠期から子育て期にわたる切れ目ないきめ細やかな包括的な支援を目的に設置した「秩父別町子育て包括支援センター（母子保健）」に代わり、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターは母子保健と児童福祉、両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対しに継続的な相談・支援を行います。

出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに支援を要するこども・妊産婦等への支援体制を強化し、これまで以上にこども園や子育て支援センター等、関係機関と連携し、児童虐待の予防的視点から地域ぐるみの支援充実を図ります。

本町の医療機関は、町立診療所と町立歯科診療所があり、町立診療所では、内科、整形外科が設けられており、内科は常駐の医師が、整形外科は月2回派遣医師が診療しています。診療所の運営は患者数の減少により厳しい状況ですが、引き続き支援体制の充実を図ることが必要です。

町立診療所は一次医療（初期医療）を担っており、二次医療機関としては地域センター病院（深川市立病院）がありますが、重度疾患については、旭川市や札幌市などで診療を受けなければならない状況です。医療が必要な状況になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域医療の総合的な提供体制を確保することが必要です。

基本目標

- ◇保健・医療の連携体制を整備し、切れ目ない支援体制を構築し、住み慣れた地域での社会生活の推進を図ります。
- ◇住民の自発的な健康づくり活動を積極的に支援します。
- ◇妊娠期から子育て期までの切れ目ない包括的な支援の充実に努めます。
- ◇地域医療体制の確立を図ります。

主要な施策

- ◇ライフステージに合った心身の健康づくり事業の充実を図ります。
- ◇住民の主体的健康づくりを重視した保健事業の充実を図ります。また、地区組織活動を促進します。
- ◇救急医療、夜間・休日診療を維持し、広域での協力体制による医療機関と密接な連携を図ります。

Ⅲ. 社会保障の充実（国民健康保険・国民年金）



現状と課題

本町の国民健康保険加入者の状況は、令和7年3月末現在で334世帯、被保険者数は589人であり、総人口に対する割合は27.3%となっています。

国民健康保険制度については、北海道が財政の運営主体として中心的な役割を担い、市町村と一体となって保険事業を運営しています。国民健康保険の被保険者数は減少傾向で、高齢化や医療の高度化により医療費が増嵩しており、これらの要因から保険料は年々上昇傾向にあります。一方、収納率は高く、今後もこの水準の維持に努めなければなりません。

また、保険料の上昇を抑制するため、各種健康事業の取組を通じて健康増進や疾病の発症予防に努め、医療費の抑制を図ることが必要です。

国民年金は、全ての国民が加入し、全ての国民に基礎年金を支給する制度となっています。近年は、国民年金保険料の未納・未加入が増加傾向にあり、年金の必要性を周知し、年金制度への理解を図っていくことが重要です。

基本目標

- ◇国民健康保険事業の安定した運営を目指します。
- ◇住民の健康増進と疾病の発症予防、早期発見に努め、医療費の抑制を図ります。
- ◇国民年金の未加入者の解消・未納の防止に向け、制度の啓発に努めます。

主要な施策

- ◇健康診断や健康教育を推進するとともに、適切な受診行動を促します。
- ◇国民健康保険料の高い収納率を維持するよう努めます。
- ◇国民年金制度の広報・啓発活動を充実します。

3. 安全で安心して暮らせるまちづくり

I. 安全で利便性の高い交通の整備



(1) 道路網の整備

現状と課題

道路網の整備は、生活や産業活動を支える重要な社会基盤です。本町はこれまで、安全性や利便性を高める道路整備を国や北海道と連携しながら計画的に進めてきました。

令和2年3月に「高規格幹線道路 深川・留萌自動車道」が全線開通したことにより、近隣都市への地域間交流が活性化し日常生活の利便性が向上しました。また、ベルパークちっぷべつ内に屋内遊戯場キッズスクエアちっくるや屋外遊戯場キュービックコネクションを整備したことに伴い、町内をはじめ町外からも多くの利用があることから、道路施設の適正な維持管理を図る必要があります。

国道においては商業施設へアクセスする歩道幅員が狭い箇所があることや、道道においても大型車両の通行にともなう道路損傷が著しいなど関係機関に対し修繕等の維持管理や安全対策について継続的に要望していく必要があります。

町道や橋梁については、道路施設の老朽化や更新時期を迎えており、施設の長寿命化や耐震化など将来を見据えた整備が求められています。

また、各町内会からの道路修繕の要望が増えてきていることから、施設をいかに計画的・効率的に保全し、安全で快適に移動できる道路整備を行っていくかが重要な課題となります。

基本目標

◇住民が快適で安全に利用できる道路整備を進めます。

主要な施策

◇道路維持管理を徹底し、快適な道路環境づくりに努めます。

◇国道・道道の安全確保のための整備促進を関係機関に働きかけます。

◇道路・橋梁の長寿命化対策を行い、施設の健全な維持に努めます。

(2) 運輸・交通の確保

現状と課題

J R留萌本線は、利用者の低迷から令和8年3月末をもって廃止されます。バス路線は、従前から民間4社が乗り入れ国道・道道を運行しており、自家用車の普及や過

疎化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行による利用者の減少及び乗務員不足から大幅な減便がなされましたが、JR留萌本線の代替交通として朝夕に新たな路線が運行されます。町内の各地域を結ぶ手段としては、タクシーがあります。

バス利用者は、近隣を含め、高校生や自家用車を持たない高齢者が大半であり、今後もバス利用者の増加は見込めない状況のため、バス事業者には運行赤字の補てんや車両購入費助成等を行い支援しています。

また、住民負担の軽減と公共交通の利用促進のため、タクシー助成や高齢者バス利用助成、高速バス利用者助成を行っています。

住民の足の確保は重要なことから、将来にわたり持続可能で、地域にとって望ましい公共交通体系の確立に向けた検討を進める必要があります。

基本目標

◇公共交通の維持と利用促進を図ります。

◇将来にわたり持続可能な公共交通体系の確立を目指します。

主要な施策

◇バス事業者に必要な支援を行い、路線バスを維持します。

◇各種補助事業により公共交通に係る住民負担の軽減を図るとともに、利用促進を図ります。

(3) 除・排雪（雪対策）

現状と課題

本町の町道除雪路線延長は令和6年度において、町道総延長133.9kmの71.9%にあたる96.4kmを実施しています。除排雪については、冬期間の生活路線を確保するため、効率的な作業により順調に推移していますが、除雪機械の損傷は著しく計画的な更新等が必要です。

また、国道・道道では市街地内に融雪溝が設置され、除排雪に大きな役割を果たしています。雪捨て場のない公営住宅団地には、地下水を利用した融雪槽を設置するなどの雪対策も行っています。

今後も除雪機械の計画的な更新により、除排雪体制を維持することが必要です。

基本目標

◇冬を安全かつ快適に過ごせるような除排雪体制を維持します。

主要な施策

◇除雪機械を計画的に更新し、除排雪体制の維持を図ります。

◇適正な除排雪作業を実施します。

Ⅱ. 生活環境の整備



(1) 住宅

現状と課題

本町には、令和6年度末現在で9団地213戸の公営住宅があり、公営住宅等長寿命化計画等に基づき、団地別・住棟別の活用方法など中長期的な視点で適切な維持管理に努めていくことが重要です。

民間賃貸住宅は9棟52戸あり、中堅所得者層向けの優良な賃貸住宅として重要なことから、平成25年からその建設に対し補助金を交付して支援しています。

今後は、公営住宅や民間賃貸住宅の入居状況等を考慮し、住宅の整備を推進していく必要があります。

また、宅地分譲事業では、小学校跡地を造成し、平成23年から平成28年にかけて「いなほ団地」の宅地分譲を行ったほか、遊休町有地を随時売却してきましたが、現在、分譲するのに適した町有地は残っていないのが現状です。

空き家等の増加は、景観の悪化や治安の低下、地域住民の生活環境への悪影響等、集落の衰退を助長するため、空き家対策を総合的かつ計画的に実施し、空き家の利活用や除却を図りながら、空き家等の増加を抑制し良好な住環境の整備を図る必要があります。

基本目標

◇計画的な公営住宅の整備や民間賃貸住宅の整備、宅地造成・分譲により、住環境の整備・向上を目指します。

◇総合的かつ計画的に空き家等対策を講じ、空き家等の増加を抑制します。

主要な施策

◇住宅の需要を考慮しながら公営住宅や民間賃貸住宅の新築・建替を推進します。

◇住宅の団地化及び周辺の景観づくりを図ります。

◇遊休町有地があれば、宅地分譲を検討します。

◇空き家の有効活用と除却を推進します。

(2) 上下水道

現状と課題

本町では、現在1市4町による北空知広域水道企業団を設立し、安全で安心な水の安定供給と適正な水質管理を行っています。

事業運営では、配管等の老朽化が進み、有収率が低下傾向にあるため、漏水箇所の

早期発見、修理による有収率の向上に努めるとともに、各施設・配管の改修・耐震化や、配管網の見直しを含めた計画的な更新が必要です。

下水道については、農業用水の水質保全と清潔で快適な生活環境の形成を図ることを目的に農業集落排水処理施設（浄化センター）を整備しましたが、平成元年度の供用開始から36年が経過し、施設の老朽化が一層進んでいます。

このため、将来にわたって安定した汚水処理ができるよう機能強化整備計画に基づいた適切な維持・改修が必要です。

また、汚泥を堆肥化し肥料を製造していたコンポスト施設は、機器全般の老朽化が著しく、ランニングコストが嵩み事業経営に大きな負担となっていたことから、令和4年度に設備を廃止し、現在は汚泥を北空知衛生センターへ搬入しています。

一方、農家地区では、合併処理浄化槽の設置を推進し、衛生的な生活環境が整備されています。

基本目標

◇安全・安心な水道水の安定供給を図ります。

◇浄化センターの適正な管理により処理施設の能力を維持します。

主要な施策

◇計画的に管の更新を行い、有収率の更なる向上に努めます。

◇正常かつ安全な施設維持のため、年次計画に基づいた適切な整備を行います。

◇合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進します。

(3) 衛生・環境

現状と課題

今日、衛生・環境問題に対する住民の意識は非常に高く、計画的な取り組みを進めることが必要です。

本町のごみ処理は、北空知衛生センター組合（可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ・リサイクル）・北空知衛生施設組合（不燃ごみ最終処分場）、中・北空知廃棄物処理広域連合（可燃ごみ焼却処理施設）に加入し、収集種別6分別16種類として定期的に収集処理をしています。

ごみの収集は、町指定ごみ袋、ごみシールによる有料収集を行うとともに、北空知衛生センターへの搬入を一本化して分別の効率化を図り、ごみの減量と資源化を推進することで循環型社会の実現を目指しています。

今後は、処理施設の老朽化により、処理方法及びプラスチックごみ等新たな分別方法について検討を進めていくほか、高齢化の進行とともにごみの搬出が困難な虚弱高齢者の増加も見込まれることから、ごみの収集体制の検討が求められています。

また、本町において公害発生は見られませんが、不法投棄ごみの事例があり今後も

合わせて監視強化を図ることが必要です。

世界的な課題となっている地球温暖化に対しては、令和3年12月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すとしています。この実現に向け、省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー利用の推進することとしており、公共施設や街路灯のLED化やマイクログリッド構築事業等を推進してきたところです。

今後も本町の特性を生かした環境にやさしいエネルギーの導入等について検討し、循環型社会の形成に向けた施策を推進していくことが必要です。

基本目標

- ◇ごみの減量化やリサイクルを進め、自然にやさしい環境づくりを進めます。
- ◇ごみの適正処理を図り、計画的、合理的なごみ処理体系の確立を目指します。
- ◇公害のない住みよいまちづくりを進めます。
- ◇地域の特性を生かした地球温暖化対策の推進を図ります。

主要な施策

- ◇リサイクル意識の高揚を図ります。
- ◇ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化・資源化を図ります。
- ◇ごみ処理施設の老朽化から、処理方法及び新たな分別方法について検討を行います。
- ◇虚弱高齢者に対するごみ収集体制の検討を行います。
- ◇公害未然防止に向け、啓発活動や監視を継続します。
- ◇省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー利用の推進を図ります。

(4)公園・緑地・緑化

現状と課題

公園・広場は、生活に憩いと潤いを与える役割に加え、災害発生時の避難場所になるなど防災面でも重要であります。

本町にはベルパークちっぷべつを代表的にその他小公園などが町内各所に点在しています。今後は住民をはじめ多くの人を楽しんでもらえる公園となるよう、適正な維持管理に努めることが必要です。

本町は、農地や森林など自然に恵まれており緑豊かですが、将来にわたり快適な環境や景観をつくり上げていくためにも、緑地の保全に努めることが必要です。

基本目標

- ◇環境や景観、防災に配慮した公園づくりを進めます。
- ◇緑地の保全に努めるとともに町内の緑化を進めます。

主要な施策

- ◇公園の適正な維持管理に努めます。
- ◇全町での花木植栽を推進します。

Ⅲ. 安全な環境づくり



(1) 防災・防犯

現状と課題

本町の防災対策については、秩父別町地域防災計画により、総合的な防災対策を講じることとしています。

河川については、本町が管理する河川延長は長く、生活環境に悪影響を及ぼす河川の整備を推進するとともに、大雨時の災害を未然に防ぐため2条排水機場と境川排水機場があり、適正な維持管理を行っています。

災害発生時には迅速かつ正確な情報伝達が重要なことから、防災通信施設として、全世帯に防災行政無線の戸別受信機を貸与し、市街地区は2ヶ所に屋外スピーカーを設置しています。

秩父別温泉エリアにおいて、太陽光発電設備と蓄電池等を整備して自営線で複数の公共施設と結ぶことによりマイクログリッドを構築し、大規模停電時でも避難所等に電力を供給できるようになりました。

また、自主防災組織の設立・活動に対する支援を行い、地域の防災課題の解消や防災力の強化に努めています。

防犯については、町内において近年大きな犯罪は発生していませんが、犯罪を未然に防ぐため、防犯活動の強化を図ることが必要です。

基本目標

- ◇災害発生時の被害を最小限に抑えるため、関係機関との連携強化を図ります。
- ◇河川の改修・整備により、災害防止を図ります。
- ◇住民の防災意識を高め、防災情報を確実に伝える体制を整えます。
- ◇地域・関係機関等が一体となった防犯及び再犯防止体制を確立し、継続的かつ効果的な啓発活動等の取り組みを「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく地域再犯防止推進計画として位置付け推進します。

主要な施策

- ◇防災計画の充実を図り、災害に即応できる体制を整備します。
- ◇河川の適正な維持管理に努めます。

- ◇自主防災組織の設立・活動支援に努めます。
- ◇町職員を含め、地域住民の「防災士」の養成に取り組みます。
- ◇地域防犯活動を強化し、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 消防

現状と課題

消防は、深川地区消防組合に加入しており、広域連携による消防機能の効率かつ効果的な運用で24時間地域の安全・安心のために対処しています。また、地域住民による消防団を組織しており、消防職団員は各種災害、訓練、火災予防啓発活動等に従事しています。啓発活動が実り火災発生件数は減少していますが、災害に備えた訓練を重ねることが必要です。また、組織力は災害時の活動に大きな力となることから定員の維持に努めることが重要です。

消防施設等については、平成26年に消防庁舎を新築移転しており、今後は、資機材の計画的な改修や更新が必要です。

救急体制については、深川地区消防組合の救急業務の中で対処しており、令和3年の深川消防署高機能消防指令システムの整備に伴い、119番通報の受付を指令センターに一元化し、より迅速で正確な救急出動となっています。また、聴覚や言語機能の障がい対策としてnet119緊急通報システム、在日外国人及び外国人観光客対策として多言語電話同時通訳サービスの導入、高齢者等にあっては、緊急通報システムを設置し対応しています。また、道北ドクターヘリ到達時間の15分圏内に位置していることで、救命率の向上や後遺症の軽減が図られています。更にマイナ保険証を活用し、病歴、薬の処方歴、病院の受診歴が分かり、傷病者の説明負担が軽減されるマイナ救急も実施しています。

今後は、AEDの使用方法を含めた応急手当の普及講習会を増やすことや、地域の住民がお互いに助けあうコミュニティを形成する中で救命率の向上に努めることが望まれます。

基本目標

- ◇消防力の強化と住民に対する防火意識の啓蒙を推進します。

主要な施策

- ◇消防施設等の計画的な整備・更新を図ります。
- ◇関係機関との連携を図り、救急業務体制の充実を図ります。

(3) 交通安全

現状と課題

本町では関係機関・団体・学校等の協力により交通事故防止活動を積極的に行って

いますが、今後も更に住民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めるとともに、住民全体で交通安全運動を実践していくことが必要です。

また、高齢運転者の運転操作ミスに起因する交通事故が増加傾向にあり、社会問題となっていることから、本町では、安全運転支援装置の設置に対する支援を実施していますが、引き続き、高齢者の事故防止施策を積極的に推進する必要があります。

交通安全施設については、路面標示や道路標識、交差点照明灯などの適正な維持管理に加え、歩行者などの安全対策を促進し、冬期間の事故防止のために適正な道路の除排雪を行う必要があります。

基本方針

- ◇交通安全思想の普及徹底を図ります。
- ◇道路交通環境の整備を図ります。

主要な施策

- ◇交通安全運動を推進し、住民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ◇高齢者の事故防止施策を推進します。
- ◇交通安全施設の適正な維持管理に努めます。
- ◇適正な除排雪を行い、冬期間の安全を確保します。

4. 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり

I. 生涯学習の推進



現状と課題

近年の科学技術の進歩や情報化、国際化や少子高齢化の急速な進展など、急激な社会の変化の中で、住民を取り巻く環境も大きく変わってきています。こうした環境の中では、住民一人ひとりが目まぐるしく変化する社会に柔軟に対応し、生涯を通じて個性と創造性を伸ばし、健康で充実した生活を送れるような生涯学習社会を築いていくことが重要です。

本町では、生涯学習社会の構築を目指し、平成6年に「生涯学習の町宣言」を行い、「みんなで取り組もう一人一学」を合言葉に生涯学習の推進に努めてきました。この宣言以来、各種施策を通して、住民の生涯学習に対する関心や意欲は高まり、学習活動も活発化してきています。

生涯学習宣言から30年あまりが経過した現在、社会生活やICT技術の急激な進展に伴い、学習ニーズが多様化しており、住民の学習環境が従前から大きく変化しています。こうしたことから、町民のニーズの変化を的確に捉え、子どもから高齢者まで誰もが豊かな心を育むまちづくりの実現のため、より効果的な取組を展開します。

基本目標

- ◇住民の生涯にわたる学習活動を支援します。
- ◇学習施設の有効活用と学習機会の充実に努めます。

主要な施策

- ◇住民が気軽に楽しく、生涯を通して学習に親しめるよう、機会の充実と学習情報の提供を図ります。
- ◇学習活動の評価により地域における指導者を育成し、学習成果を住民に還元できる体制づくりを図ります。

Ⅱ. 学校教育の充実



現状と課題

今日、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、社会の多様化や情報化の進展などにより、教育をめぐる課題も複雑化しています。こうした中で、学校・家庭・地域が一体となり、地域の自然環境や文化・伝統を活用した郷土愛を育む教育の推進や、不登校・いじめなどの問題解決に向けた取組が求められています。

義務教育は、児童生徒に確かな学力と基礎的な身体能力を育み、心身ともに調和のとれた発達を促すとともに、心豊かな人間を育成する大切な教育です。

令和8年4月からは、小学校と中学校を統合し、義務教育学校「秩父別学園」が開校します。義務教育9年間を一貫した教育目標のもとで運営し、前期課程の一部では専門教員による教科担任制を導入するなど、学びの連続性を重視した教育を推進します。また、学年段階を「4・3・2」で区分し、前期・後期課程の教員が協働して指導にあたることで、発達段階に応じた効果的な教育を行っていきます。

これまで、小学校では、一人ひとりの可能性や能力を高める学習指導を進めるとともに教育の情報化に対応した設備の充実を図ってきました。中学校では、真心をもって人に接し、自ら為すべきことに力を尽くす生徒の育成を基本姿勢として、学習指導を推進してきました。

新学習指導要領は、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度からそれぞれ全面実施されており、知識・技能の習得に加え、自ら考え、判断し、表現する力の育成が重視されています。また、主体的・対話的で深い学びの実践や、地域・社会との連携を強化する「社会に開かれた教育課程」への転換が求められています。さらに、ICTの活用やプログラミング教育の推進など、情報活用能力の育成も重要であり、今後もこれらの学びを支える教育環境の整備と教育体制充実を図っていくことが必要です。

特別支援教育については、発達障がい等に関する理解が広がる中、特別な支援を必要とする児童生徒の割合が増加しています。一人ひとりの障がいの特性や発達の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、医療・福祉・教育機関との連携を深め、総合的な支援体制の充実に努めます。

学校給食では、安全・安心で美味しい給食を安定的に供給するとともに、北空知1市4町による北空知圏学校給食組合が食を通じた郷土への理解を深め、児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのよい調和のとれた食事を提供し、食に関する「生きた教材」として魅力ある学校給食づくりを目指すことを掲げた、完全給食を実施しています。

基本目標

- ◇「秩父別学園」を核として、9年間を見通した一貫教育の推進を図ります。
- ◇郷土の自然・文化・伝統に学び、地域への誇りと愛着を育む教育を推進します。
- ◇一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、確かな学力と豊かな心を育む教育を推進します。
- ◇ICTの活用や特別支援教育の充実など、誰もが安心して学べる教育環境を整えます。

主要な施策

- ◇義務教育学校の教育目標に基づく体系的な教育課程の編成と、小中教員の連携強化を推進します。
- ◇郷土学習や体験活動を通じた地域と一体となる教育活動を推進します。
- ◇ICT機器や学習空間の整備、プログラミング教育など情報活用能力を育む学習環境の充実を図ります。
- ◇不登校・いじめ等の早期対応、特別支援教育の充実、医療・福祉との連携を図ります。

Ⅲ. 社会教育・社会体育の充実



現状と課題

生涯学習社会を築く上で、自主的な学習を促す社会教育・社会体育の役割はきわめて重要です。こうした観点に立ち、各種講座や教室の開催、そして団体活動等の支援を通じ、自発的な意思に基づく学習活動を活性化させることが必要となっています。

本町では、ファミリースポーツセンターを拠点として多くの事業を展開しています。

今後の社会教育・体育事業にあっては、住民のニーズの把握に努め、住民・地域の課題に向き合う魅力あるプログラムの開発が必要です。

住民の健康保持増進はきわめて重要な課題のため、運動習慣の定着を図り、町民皆スポーツを進めることが必要です。

これからの社会は心の豊かさや生活の潤いなどがなお一層求められることから、多種多様な講座・教室を開設することが必要です。

また、広域化する社会に対応し、時代の要請に応える人づくりのため、学習機会の広域化も検討することが必要です。

さらに、情報発信の拠点として、住民の学習要求に応えうる図書館機能の充実が必要です。

基本目標

- ◇学習機会の充実や参加しやすい場など学習環境の整備を図ります。
- ◇子どもの社会性や自主性、創造性を養う事業をはじめ、各年代に対応した学習活動の充実を図ります。
- ◇学習活動を支援する指導体制や情報提供の充実を図ります。

主要な施策

- ◇住民の学習ニーズ・地域の抱える課題の把握に努め、魅力ある社会教育・体育事業を推進します。
- ◇社会教育・体育活動を推進するため、活動リーダーの発掘及び養成を図ります。
- ◇自らの健康づくりのため、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図ります。
- ◇図書館の情報発信基地としての機能を充実します。
- ◇他市町村との交流や研修事業を充実させ、事業の広域化を図ります。

IV. 郷土文化の創造と継承



現状と課題

町の文化活動の組織としては秩父別町文化連盟があり、この組織の育成を図りながら加入者の拡大や団体間の交流、芸術、文化などの振興を推進しています。各種文化団体やサークルなどは、自主的な活動を行っていますが、会員の高齢化、新規加入者の減少など運営が厳しい状況にあります。

今後はさらに芸術文化活動の普及拡大を図るため、文化団体の指導者の確保・育成が必要です。

文化財は、先人が残してくれた貴重な財産であり、さらに後世へと継承していくことが重要であり、開拓時代からの資料や文化財などは郷土館に保存していますが、今後も広報活動や住民の文化財保存活動に対する関心を高めていくことが必要です。

郷土芸能としては、ちくし神楽獅子がありますが、本町の郷土芸能として保存していくため、後継者の育成や支援を積極的に図ることが必要です。

今後住民が芸術文化的環境の中で、精神的なやすらぎと生きる喜びを感じることができるよう優れた芸術にふれる機会をつくる必要があります。

基本方針

- ◇芸術・文化の振興を図ります。
- ◇文化財の保護と活用を図ります。

◇文化的な地域づくりを進めます。

主要な施策

◇郷土資料や文化財などの保存、継承に努めます。

◇郷土芸能の保存と活動の場を広げます。

◇文化団体や文化サークルの自主的活動に対する支援を行うとともに指導者を育成します。

◇優れた芸術文化に接する機会の充実を図ります。

5. 輝く未来へ活力あるまちづくり

I. 移住・定住の促進



現状と課題

本町では、移住定住の受皿とするため、公営住宅等の整備や民間賃貸住宅建設に対する補助、遊休町有地を活用した宅地分譲事業など、住環境の整備に努めてきました。

また、主に都市住民が本町に滞在し、暮らしを体験できるよう、滞在型市民農園や移住体験住宅を整備しています。

補助事業では、新築住宅取得補助金や住宅用地取得補助金、住宅リフォーム補助金、新婚世帯・子育て支援家賃助成事業・引越し費用助成事業、町内就業者定住促進家賃助成事業、UIJ ターン移住支援事業等を実施しています。

今後、人口減少・少子高齢化、地域の担い手不足という課題に対し、これまで整備した施設等を有効活用し、ソフト事業を充実させ、移住定住及び地域間交流の促進を図っていく必要があります。また、「定住人口」でもなく、観光等による「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を、SNS を活用した情報発信やWEB による交流、ふるさと納税制度の活用、北海道や空知地域等と連携した広域的な取組等により創出し、移住定住の促進や将来の人材確保につなげていくことが必要です。

基本目標

- ◇移住定住及び地域間交流の促進を図ります。
- ◇関係人口の創出に向けた取組を推進します。
- ◇町の知名度向上を図ります。

主要な施策

- ◇新社会人や子育て世帯等に対する様々な経済的支援を図ります。
- ◇滞在型市民農園や移住体験住宅等の資源を活用した暮らし体験等を実施し、地域外人材との交流を図ります。
- ◇移住相談窓口の設置やUIJ ターンへの支援を実施します。
- ◇WEB や SNS 等を活用した情報発信や交流を図ります。
- ◇ふるさと納税寄附額の増と寄附者との関係の深化を図ります。
- ◇空知地域創生協議会や北空知圏振興協議会、北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく事業など広域連携により各種施策の効果的な推進を図ります。

Ⅱ. 地域を支える人材の育成



現状と課題

町の将来を創造していくのは、住民自身であり「まちづくりは、ひとづくり」といわれるように、人材育成はまちづくりの要でもあります。

本町では、農協や商工会で青年部・女性部が組織され、それぞれ活発な活動が行われ、各個人の資質向上が図られてきました。

また、全国でまちおこし活動等が活発になる中、本町では「まちづくり協働隊」等が各種行事の運営協力や交流事業などを行っています。本町では、平成元年に人材育成基金を創設し、まちづくりに関する研修派遣事業やまちづくりに関する補助金の支出など積極的に支援してきました。今後においては、これらの人材が業種を超えて積極的にまちづくりに参画できるような体制づくりを進め、住民主体による地域づくりを支援していく必要があります。

さらに、「地域おこし協力隊」を積極的に採用し地域外から新たな人材の受入を図るとともに、将来の人材確保を視野に入れた「ふるさとワーキングホリデー事業」など関係人口の創出に向けた取り組みを推進する必要があります。

基本目標

- ◇各分野でのまちづくりを進める人材を育成します。
- ◇まちづくり団体の育成と活性化を図ります。
- ◇多くの住民がまちづくりに参画できる体制を整備します。
- ◇業種を超えて活躍できるリーダーの育成を図ります。
- ◇地域外からまちづくりに関わる人材の受入体制を整備します。

主要な施策

- ◇まちづくりに関する講演会や研修会を通じて、住民のまちづくりへの参加を働きかけます。
- ◇人材育成基金を有効活用し、まちづくり活動を支援します。
- ◇異業種間の交流会や勉強会などを支援します。
- ◇地域おこし協力隊等の地域外からの人材の受入やその活動支援体制の整備を行います。

Ⅲ. 情報化の推進



現状と課題

通信体系については、電話回線は全町に普及しており、携帯電話の通話エリアも全町でカバーされています。高速ブロードバンドサービスは、市街地区には従前から光回線が敷設されていましたが、令和3年度に未整備地域においても民設民営による光回線の敷設を行い、情報格差の是正と住民生活の利便性の向上を図りました。

防災通信施設として、令和2年度に防災行政無線のデジタル化更新工事を行い、全世帯に戸別受信機を貸与したほか、市街地区には屋外スピーカーを2か所設置し、災害時等の連絡体制整備を図っています。

デジタル格差解消対策として、高齢者等を対象にしたスマホ教室の開催やスマホ相談室の開設に取り組んでいます。

今後は、新型コロナウイルス感染症流行の教訓を踏まえ、オンライン教育、テレワーク等の活用を図りながら、AIや5Gなどの新技術の活用を検討し、地域のデジタル化を促進させ、住民の利便性の向上や効率的な行政運営、産業振興、医療及び教育の充実を図っていく必要があります。

また、情報通信技術を高度に利活用できる知識を持った人材が不足しているため、人材の育成・確保を推進するとともに、外部人材の活用を検討する必要があります。

基本目標

◇高度情報社会に対応した情報通信体系の整備と利活用を図ります。

主要な施策

◇町民のデジタル格差の是正を図ります。

◇住民の利便性の向上や効率的な行政運営、産業振興等のため、既存技術の活用を図るとともに、AIや5Gなどの新技術の活用を検討します。

◇情報人材の育成・確保を図るとともに、外部人材の活用を検討します。

IV. 男女共同参画



現状と課題

各分野での女性の活躍がめざましい今日、本町においても教育、文化、ボランティア活動など数多くの分野で女性が重要な役割を果たしています。

しかしながら、まちづくり活動の場での参加はわずかであり、男女が性別にかかわらず、対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められており、女性がまちづくり活動へ参加しやすい体制を作り、まちづくりに関する女性の参加を積極的に進めるとともに人材の育成を図っていくことが必要です。

基本目標

◇女性のまちづくり活動への参加を促進します。

◇多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

主要な施策

◇女性が積極的に活動するまちづくり団体の育成・支援を図ります。

◇町の各種委員等への女性の積極的な登用に努めます。

V. 広域的交流の推進



(1) 都市交流型農村の構築

現状と課題

今日、健康的でゆとりある生活、やすらぎ、自然を求める都市住民のグリーン・ツーリズムに対するニーズが高まり、滞在・体験・交流に関する深い関心が寄せられています。都市と農村の交流は、お互いの魅力を楽しむような関係を構築し、「人・もの・情報」が循環する状況を創出すること、すなわち、都市と農村を双方向で行き交う新しいライフスタイル（生活様式）を普及することは、地域の活性化と移住定住等に結びつきます。このようなことから、本町でも移住フェア等への出展、ふるさと納税制度の活用、秩父別産新米普及マラソン大会の開催などを通じ、町や特産品の都市へのPRを行ってきました。

今後、さらに都市住民のニーズに応えうる特色あるPR等のソフト事業を展開し、交流型農村の構築と交流人口・関係人口を創出することで、農産物の消費拡大や地域イ

イメージアップ、移住定住の促進を図ります。

基本目標

- ◇交流を通して、都市住民との新たなパイプづくりを進めます。
- ◇都市住民の移住定住の促進に努めます。

主要な施策

- ◇都市交流を進める組織を支援します。
- ◇滞在型交流施設の観光資源を活用し、都市との交流型農村の形成を図ります。
- ◇効果的なPR事業等のソフト事業の展開を図ります。
- ◇交流を通じて町のイメージアップを図ります。
- ◇関係機関・団体と連携を図り、滞在型交流を推進します。
- ◇都市住民の継続的な受け入れ体制を整えます。
- ◇ふるさと納税制度等を生かした地域の活性化を推進します。
- ◇移住定住につながる事業を推進します。

(2) 地域間交流・国際交流

現状と課題

昭和54年に香川県綾南町（平成18年に合併し綾川町）と姉妹町提携を結び、毎年、児童・生徒の交流を行っており、各種団体等においても相互交流を深めています。

国際交流については、外国語指導助手を本町に招致することで、小学生や中学生に生きた英語や国際感覚を与えることに大きな役割を果たしてきました。さらに、青年の海外派遣事業や農業研修など様々な形で国際感覚豊かな人材の育成を図っています。

今後、地域外から新しい情報を吸収することは、地域を活性化する上で大きな効果をもたらすことから、住民各層で様々な地域間交流を進め、広い視野を持つ人材を育成するとともに、今までの派遣等を行ってきた人材の活用を図りながら新たな視点での交流事業を進めることが必要です。

基本目標

- ◇地域の特性を活かした広域的な地域間交流を促進します。
- ◇豊かな国際感覚を持った人材を育成するために国際交流を促進します。

主要な施策

- ◇観光・イベント開催による交流人口の拡大に努めます。
- ◇文化、スポーツをはじめ様々な分野での交流活動を行います。

(3) コミュニティ活動の推進

現状と課題

本町には、11の町内会があり、行政情報の伝達、町内行事への参加など多岐にわたる活動を展開しています。

コミュニティ組織は行政を含めたあらゆる組織と住民との接点を持つ窓口であり、総合的なまちづくりの基本とも言えます。

このようなことから、地域住民のコミュニティ活動が活発に展開できるよう組織の充実や施設の整備などを行うとともに自主的な活動を支援していくことが必要です。

基本目標

◇コミュニティ活動をさらに活性化させ、地域住民の参加を促します。

◇町内会単位（区域）の再編整備を支援します。

主要な施策

◇住民のコミュニティ活動を促進するための施設の適正管理に努めます。

◇住民の自主性・自発性を尊重し、コミュニティ活動への支援を継続して行います。

◇町内会の自主性・自発性を尊重し、再編整備を支援します。

VI. 効果的・効率的な行財政の運営



(1) 行政

現状と課題

現代社会は加速度的に変容しており、それに伴い行政ニーズも増大し、多様化・複雑化の傾向を更に強めています。地方公共団体は、行政と住民が直に接する場でもあることから、多様化するニーズに対して常に的確な対応が求められています。

複数の分野にまたがる課題が増大しており、それに対応するためには弾力的で機能的な機構づくりを進めることが必要なため、事務分掌の見直しや職員の適正配置を検討するとともに、複雑化する事務に対応するため電算システムを導入するなど効率的な事務処理を進めます。

行政事務が複雑化していく中で、職員の職務能力の向上は重要な課題となっています。これまでも多くの研修制度を活用して、職員の資質向上に努めていますが、今後も研修内容の精査等を行い効果的な研修派遣を行うことが必要です。

効率的な事務処理を進めるため、ICTの有効利用が重要です。現在、住民情報や税情報等を扱う総合行政システムのクラウド化は完了していますが、今後は自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続きのデジタル化、社会保障・税番号制度の適切

な運用が課題となっています。

行政組織のデータはOpen by Default（オープンバイデフォルト：個人情報や安全保障に関わる情報以外は公開を原則とする）の精神のもと、住民が容易に利用できる形式で公表するオープンデータの取り組みが推進されています。

現下の地方行財政を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、このような状況を踏まえ、簡素で効率のよい行政システムの確立が必要となっています。

基本目標

- ◇町の現状を踏まえ、機能性・効率性に富んだ行政機構等の確立を図ります。
- ◇地方分権社会に対応できるように職員の資質向上に努めます。
- ◇住民参加と協働体制の強化を図ります。
- ◇行政情報の公開と共有の推進を図ります。

主要な施策

- ◇地方分権社会や多様化する住民ニーズに対応するため、行政機構や事務分掌の在り方を検討します。
- ◇効率的な事務処理を進めるため、電算機器等の導入を進めます。
- ◇職員の政策能力の向上を目指し、効果的な職員研修を実施します。
- ◇住民と行政がまちづくりの情報を共有し、協働して地域の政策課題に取り組めるよう努めます。
- ◇自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続きのデジタル化に対応し、社会保障・税番号制度の適切な運用により、電子自治体に向けた取り組みを進めます。
- ◇オープンデータの取り組みを推進します

(2) 財政・行財政改革

現状と課題

本町の町税等の徴収率は高い水準にあり、道内でも上位に位置していますが、少子高齢化の進展や人口減少により、年々税収は落ち込んでいく見込みで、主要財源の地方交付税も減少基調にあります。

国においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行以来、景気は緩やかに回復していますが、依然とした社会保障費の増大などにより基礎的財政収支が大幅な赤字となるなど財政は悪化しており、今後地方交付税や補助金等が削減されることが懸念されます。

これまでの行財政改革の積極的な推進の結果、町債残高は年々減少している一方で、基金残高は増加していますが、令和5年度から7年度にかけて大型建設事業に伴う公債費の増加が見込まれることから、より一層の行財政改革を進め収支バランスを維持し、中長期的視点に立って持続可能で安定的な財政構造を堅持します。

基本目標

- ◇自主財源の確保に努めるとともに、財政運営の健全化を図ります。
- ◇事務事業及び適正な有形固定資産量を検証し、計画的な財政運用を図ります。
- ◇行財政改革を進め、持続可能な財政基盤の確立を図ります。

主要な施策

- ◇課税客体を把握し、適正な課税・徴収に努めます。
- ◇住民のコンセンサス（合意）を得ながら、住民負担の見直しを図ります。
- ◇健全な財政運営のため経常経費の節減に努めます。
- ◇事務事業及び適正な有形固定資産量の合理化を進め、財政の安定化と効率的な財源配分に努めます。

（3）広域行政

現状と課題

北空知圏は比較的狭い圏域に市町が分布していること、ほぼ同様の産業基盤を有していることから、広域的な事業を行うメリットが大きく、効率性に優れ効果が得られやすいという特性をもっており、行政運営の効率化を図るため、消防・衛生・水道・学校給食などの行政事務や施設整備を一部事務組合等の設置により実施しています。

また、北空知の総合的な地域づくりを進めるため、管内1市4町で北空知圏振興協議会を組織し、広域的な課題に取り組んできました。

人口減少が進行する中、各市町が地域資源などの魅力を最大限に発揮できるよう、平成30年6月に中心市の深川市と隣接する4町で北空知定住自立圏形成協定を締結しており、今後は、この協定に基づき、医療・福祉・教育・産業振興など様々な分野において相互連携の強化を図っていく必要があります。

また、昨今の地方交付税の削減など、地方財政の悪化は自主自立に向け大きな障害となっています。このことから、自主自立に向け将来的には広域連携を幅広くかつ強力的に推進していくことが必要です。

基本目標

- ◇一部事務組合などによる広域行政を積極的に展開し、効率化を図ります。
- ◇当広域圏が有する特性を充分活かし、各種分野で協調を図り、北空知圏域の魅力ある地域づくりを目指します。

主要な施策

- ◇広域連合の導入・一部事務組合の統合など複合事務組合の設置を検討します。
- ◇公共施設の共同利用等の実施や検討を行います。
- ◇北空知圏振興協議会を軸にした、効果的な各種振興施策を実施します。

第7次秩父別町総合計画

発 行 者 秩父別町
発 行 日 令和8年3月
編 集 秩父別町企画課
北海道雨竜郡秩父別町 4101 番地
TEL 0164-33-2111